

1 事業概要

事業名	徳山下松港 港湾環境整備事業		
事業場所	周南市臨海町		
事業主体	山口県	事業方法	● 国庫補助 ● 単独
事業期間	平成 13 年度 ~ 平成 24 年度		
総事業費	15,570 百万円		
事業目的	逼迫する廃棄物問題に対応するため、周南市から発生する一般廃棄物及び周南地域から発生する産業廃棄物の最終処分場の確保を目的に、廃棄物埋立護岸の整備を行う。 また、徳山下松港における岸壁や航路、泊地の整備に伴い発生する浚渫土砂の処分場を確保する。		
事業内容	護岸：2,586m 面積：26.1ha 受入量：約3,500千m <sup>3</sup>		

2 事後評価の視点

(1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

【費用対効果分析】

区分	事業採択時・計画変更時・再評価時
評価基準年	平成22年度
事業費	16,143 百万円
工期	H13年度 ~ H24年度
費用対便益比	B/C= 1.2

【要因変化の分析】

事業完了時と再評価時の要因を比較すると、

- ①事業費は同程度
- ②工期の変更はなし

このため、事業費・工期とも前回再評価時と大きく変わらないことから、費用対便益比は大きく変わらないものと考えられる。

(2) 事業の効果の発現状況

【事業の効果の発現状況】

埋立護岸の整備により、廃棄物や浚渫土砂の処分場までの距離が短縮されたため、運搬コストが縮減されており、今後も埋立完了までコスト縮減効果が発現される。なお、浚渫土砂については平成29年度末時点で66%受入完了、廃棄物については平成29年度末時点で31%受入完了している状況である。

【事業の効果の発現状況に対する評価】

浚渫土砂処分場の確保に伴い、関連事業の促進が図られている。また、廃棄物の最終処分場が確保されたことから、廃棄物の適正かつ計画的な処分が可能となった。これらの状況から、事業の効果は十分に発現されていると判断できる。

### (3) 事業実施による環境の変化

#### 【変化の状況】

##### ① 自然環境への影響

工事中は汚濁防止膜を設置し、水質汚濁防止に努めたことから、当施設の整備に伴う自然環境に与える影響は軽微であると考えます。

##### ② 生活・住環境等への影響

整備箇所は瀬戸内工業地域の地先に位置し、背後に工場群を抱えた立地条件となっており、住宅地から十分に離れていることから、生活・住環境等への影響はないと考えます。

### (4) 社会経済情勢の変化

#### 【変化の状況】

##### ① 社会経済状況及び事業環境等の変化

浚渫土砂処分場の確保により、新南陽地区における航路・泊地の整備が促進され、大型船舶の入港が可能となった。

##### ② 関連計画・関連事業の状況の変化

整備した廃棄物処分場は、平成26年度に周南市の一般廃棄物処理基本計画に位置付けられ、計画的な廃棄物の処理が行われている。

### (5) 今後の事後評価の必要性

なし

### (6) 改善措置の必要性

なし

### (7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

なし

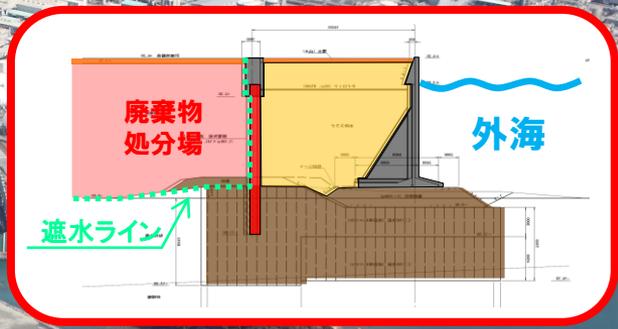
# 徳山下松港 港湾環境整備事業



直轄施工

岸壁(-12m)

航路・泊地 (-12m)



浚渫土砂処分場

一般廃棄物  
産業廃棄物

廃棄物処分場護岸

民間処分場

土砂処分場護岸

共用護岸

